

保護者の皆様へ

緊急事態宣言に伴う登園自粛のお願い【期間延長】

日頃より新型コロナウイルス感染症対策のご協力に心より感謝申し上げます。

令和3年8月2日に神奈川県を対象に緊急事態宣言が発令され、保育所等については、感染予防を徹底しつつ、原則開所することとされておりますが、9月9日に神奈川県に対する緊急事態宣言が再び9月30日まで延長されました。

多数の園児、保護者が出入りする保育所等においては、感染リスクを最小限とすることからも引き続き感染予防対策の徹底が必要です。

このことから、保育所等内での感染リスクの軽減を図るため、保育所等の利用について次のとおり要請いたします。

【要請内容】

- ・ご家庭で保育が可能な方は登園自粛をお願いします。

ご家庭で保育が可能な方の例

産休・育休を取得されている方、仕事をお休みできる方、求職活動中の方、自宅等でお子さんを見ながら仕事ができる方、職場の協力が得られる方 等

- ・保育を希望される場合も遅めの登園や早めのお迎えなど、
預かり時間の短縮をお願いします。

※仕事等でご家庭において保育ができない場合の登園を妨げるものではありません。

【要請期間】

令和3年8月19日(木)から令和3年9月30日(木)【期間延長】

今後、国や県の方針や本市の状況等を踏まえ、変更する場合があります。

【登園自粛した場合】

- ・登園を自粛したことにより、保育の必要性を満たさない場合でも、退園にはなりません。
期間中に1日も登園しない場合も、入園継続が可能です。

【保育料について】

- ・0～2歳クラスの保育料については、要請期間中に欠席された日数に応じて日割り計算をいたします。
緊急事態宣言解除後に差額を充当等いたしますので、月額保育料を一旦お支払いください。
(手続きは不要です)

【臨時休園等について】

- ・園児・職員が感染した場合には、臨時休園する場合があります。
- ・園児および保護者に発熱や呼吸器症状(咳や息苦しさ)等がある場合は、保育所等へ連絡した上で、登園・就労を控え健康観察など適切な対応をお願いします。また、PCR検査等を受けることになった場合には必ず保育所等へご連絡ください。

保育所等では、これまでも感染防止対策に努めてまいりましたが、これからも皆様と一緒に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。